

令和8年度
学童保育クラブのご案内

三宅町健康子ども課

1. 学童保育クラブとは

三宅小学校に在学し、保護者等の就労・病気・看護・就学等により、放課後や夏休みなどに昼間、保護者が家庭にいない児童を対象に、集団生活や遊びを通して、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てを支援するものです。

(1) 利用方法

- ① 通常利用（登録定員数：120名程度）
令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ② 長期休暇利用（定員数：10名程度）
春休み（令和8年4月1日～春休み終了まで、および春休み開始から令和9年3月31日まで）・
夏休み・冬休みのみ利用する場合

※ 定員を超過する申込みがある場合は、特別の支援を必要とする児童、及び低学年児童から優先しての入所となります。

(2) 実施日・実施時間

授業のある日 (月曜日から金曜日)	授業が終了した時から 18:00 19:00					
	<table><tr><td>通常</td><td>延長</td></tr></table>			通常	延長	
通常	延長					
長期休業日・学校休校日 (月曜日から金曜日)	7:30 8:30 18:00 19:00					
	<table><tr><td>延長</td><td>通常</td><td>延長</td></tr></table>			延長	通常	延長
延長	通常	延長				
土曜日	7:30 8:30 18:00 19:00					
	<table><tr><td>延長</td><td>通常</td><td>延長</td></tr></table>			延長	通常	延長
延長	通常	延長				

※実施時間外の保育はおこなっていません

(3) 休業日

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 年末年始(12月29日～翌年1月3日)及び夏季休暇（お盆前後の3日間）
- ③ 重大な感染症が生じた場合、災害などで施設が運営できない状況の場合
- ④ その他特に町長が必要と認めたとき



2. 利用要件

学童保育クラブの利用を希望する方は、利用申請手続きが必要です。

次の要件を全て満たしている場合に申請することができます。

① 保護者等が就労等で、学童保育クラブの開設時間内において保育を必要とすること

② 正当な理由がなく「学童保育料」を2か月以上滞納していないこと

*現在、学童保育クラブを利用している方で、学童保育料やおやつ代を2か月以上滞納している方は、次年度の申請をした場合でも、利用が承認されないことがあります。

*学童保育クラブの利用が承認された場合でも、利用期間中に学童保育料を2か月以上滞納した場合は、退所となります。

▶保護者の就労等の内容については、以下のとおりです。

就労	就労（1日4時間以上）を常態としていること。
長期疾病・障がい	長期にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障がいを有していること。
看（介）護中	長期疾病、その他障がいを有している者の看（介）護にあたっていること。
就学中	就労に伴う準備として技能習得や学校等に通り日中外出することを常態としていること。（在学証明等の在籍とその時間帯を証明する書類の提出が必要となります。）
求職中	求職活動中または、就労に伴う準備として技能習得のため日中外出することを常態としていること。求職中での入所は <u>3か月以内</u> 。
その他	上記に掲げる場合のほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合。

※ 就労、就学、疾病の場合、通勤・通学・通院時間を含みます。

3. 実施場所

MiiMo（三宅町交流まちづくりセンター）2階で実施します。

また、当該活動を行うのに適切な場所で実施する場合があります。

4. 学童保育利用料金(保育料・おやつ代・延長保育料)

(1) 保育料

利用区分	保育料
通年利用	月額2,500円
夏休みのみ利用	5,000円
冬休みのみ利用	2,500円
春休みのみ利用	2,500円

※同一世帯から複数人が入所した場合は、二人目は半額、三人目以降は無料です。

(2) おやつ代

児童一人当たり 月額500円 ※アレルギーがある方は、申し出をお願いします

(3) 延長保育料

①常態的に延長保育を利用される場合

延長保育	利用可能時間	料金	引落予定月
1 夜間延長保育(19時まで)	18:00~19:00(1時間)	月額2,000円	毎月
2 夜間延長保育(18時30分まで)	18:00~18:30(30分)	月額1,000円	毎月
3 夏休み早朝保育(7時30分から)	7:30~8:30(1時間)	3,000円	7月
4 夏休み早朝保育(8時から)	8:00~8:30(30分)	1,500円	7月
5 冬休み早朝保育(7時30分から)	7:30~8:30(1時間)	1,000円	12月
6 冬休み早朝保育(8時から)	8:00~8:30(30分)	500円	12月
7 春休み早朝保育(7時30分から)	7:30~8:30(1時間)	1,500円	翌3月
8 春休み早朝保育(8時から)	8:00~8:30(30分)	750円	翌3月
9 土曜日早朝保育(7時30分から)	7:30~8:30(1時間)	年額4,000円	4月
10 土曜日早朝保育(8時から)	8:00~8:30(30分)	年額2,000円	4月

※同一世帯から複数人が入所した場合は、二人目は半額、三人目以降は無料です。

②一時利用の場合

一時的に延長保育を利用される場合は、延長時間30分あたり100円です。

申請は不要ですが、お迎えが遅れる旨を必ず登降園アプリ「コドモン」でご連絡ください。

一時延長利用料は、利用した月の翌月に保育料とともに請求します。

※一時延長利用の確認は、ICカードの入退室打刻時間により行います。

(4) 注意事項

保育料・おやつ代・延長保育料は、利用日数や入退所日による、日割り計算はいたしません。

(5) 納付方法について

口座振替による納付をお願いします。何らかの事情で口座振替ができなかった場合は、町が発行する納付書で納付していただきます。

納付日	納付方法
当月払いで、毎月 25 日 (土日祝日の場合は翌営業日)	口座振替 (南都銀行)

5. 保育料の免除制度

(1) 免除となる対象世帯

- ① 生活保護世帯
- ② 令和 7 年度(令和 6 年分所得)の町民税が非課税の世帯
- ③ ひとり親家庭等医療費の受給世帯
- ④ その他(町長が認める世帯)

該当される方は、学童保育クラブ保育料減免申請書(第 8 号様式)及び証明書の提出が必要となります。

※非課税世帯で申請される方は、添付書類の「非課税証明書」は、同じ世帯の令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢で 20 歳以上 65 歳未満の同居人全員分の非課税証明書の提出が必要になります。

申請書類に基づき審査し、免除となった方には後日決定通知を送付します。

なお、免除されるのは保育料のみです。延長保育料及びおやつ代は必要ですのでご注意ください。

6. 入所の手続き

(1) 受付期間

令和 7 年 11 月 4 日(火)～令和 7 年 11 月 18 日(火)

(2) 受付場所・受付時間

受付場所	受付時間
健康子ども課(あざさ苑 1 階)	8 時 30 分～17 時 15 分
学童保育クラブ (M i i M o 2 階学童保育クラブ室)	17 時 15 分～19 時 00 分 ※11 月 4 日～18 日のみ

※1 受付時に書類を確認しますので、必ず保護者の方が、直接提出してください。
お子さまを経由しての申請はできません。

※2 保育を 4 月 1 日から希望される場合は、必ず受付期間内に申請してください。
期間内に必要書類が用意できない場合は、用意できる書類を提出いただき、その際に申し出てください。

※3 年度途中の利用申請については、利用できない場合がありますのでご注意ください。

(3) 申請に必要な書類

<必須書類>

- ① 学童保育クラブ入所申請書（第1号様式）
- ② 利用基準調査票（第2号様式）
- ③ 添付書類（●必ず提出 △該当者のみ提出）

※ 下記一覧表をご確認の上、必要書類を提出してください。保護者の方、それぞれにつき提出が必要です。

<新規利用者>

- ・預金口座振替依頼書（口座振替に登録できるのは、南都銀行のみです）

<該当者のみ必要書類>

- ・延長保育を利用される方・・・学童保育クラブ延長保育利用申請書（第4号様式）
- ・減免申請をされる方・・・学童保育クラブ保育料減免申請書（第8号様式）、各種証明書

【添付書類一覧表】

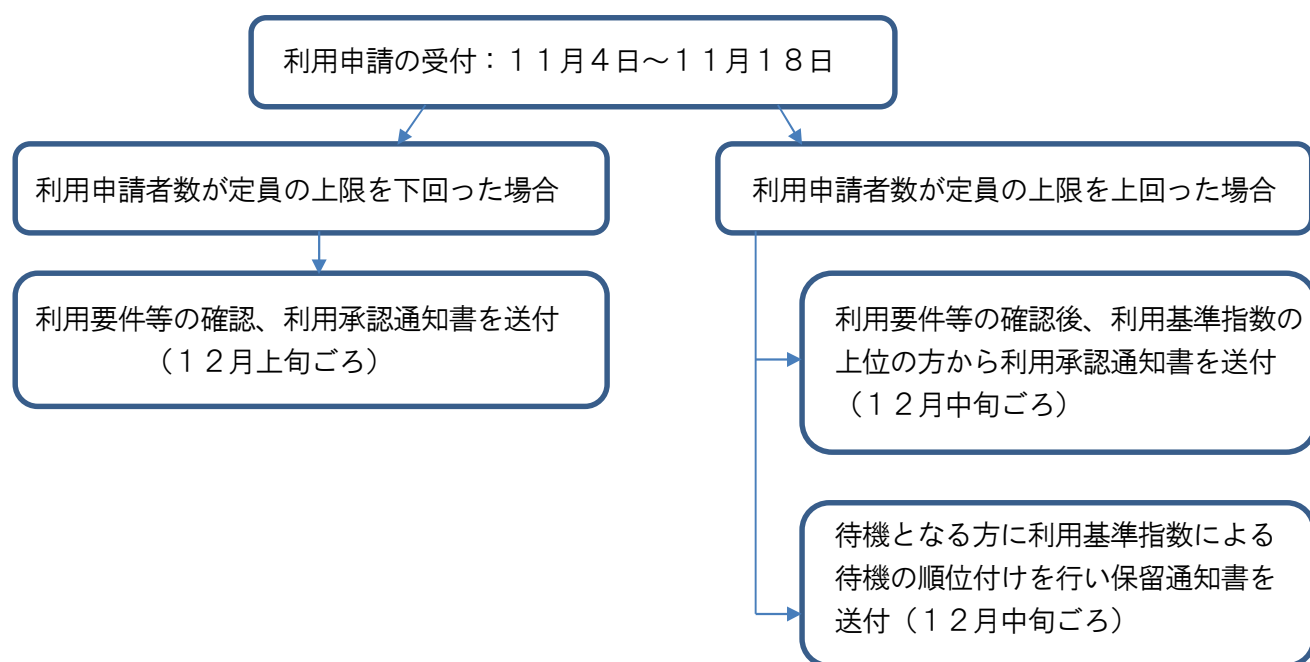
保護者の状況		添付書類	備考
就労	会社員・公務員など雇用契約をしている場合	●就労証明書	雇用者による証明
		△直近4週間の勤務実績表	不規則勤務・ローテーション勤務者
	自営の場合	●就労証明書 ●確定申告書または源泉徴収票の写し（令和6年分）	確定申告書又は源泉徴収票がない場合は、営業の事実が確認できる書類
		△直近4週間の勤務実績表等	不規則勤務・ローテーション勤務、居宅内外勤務者
就学または技能訓練中		●申出書	就学、技能訓練中により保育を必要とする状況を記載する。
		●在学証明書など	在学期間の記載のあるもの
疾病		●申出書	疾病や障がいにより保育を必要とする状況を記載する。
		●医師の診断書	病名等のみでなく、育児が困難である旨が書かれているもの（写しでも可）
		●障害者手帳等の写し	
看（介）護		●申出書	看（介）護により保育を必要とする状況を記載する。
		●医師の診断書	看護対象者の診断書など（介護保険被保険者証の写しでも可）
求職		●求職活動状況申告書	
特別な支援が必要な児童		●手帳の写し又は、診断書	心身に特別な配慮を必要とする場合に提出してください。

※「添付書類」についての注意点

- ① 児童の父母の他、同世帯に令和8年4月1日時点で20歳以上65歳未満の同居人（祖父母、おじ、おば、もしくは保護者以外の方）がいる場合は、全員分の証明書等が必要となります。
- ② 申請時に保護者が求職中であった場合、入所の承認期間は3か月となります。承認期間内に就労証明書等を必ず提出してください。
（※提出がない場合、利用承認期間で学童保育クラブの利用は終了し、退所となります。）
- ③ 兄弟姉妹で申請される場合、勤務証明書等の添付書類は、原本を1部、2人目以降の児童についてはコピーの提出で可能です。また、令和7年度より就労証明書を三宅幼稚園と共通様式にしています。コピーの提出で可能です。

※ 提出していただいた申請書類の記載事項に虚偽があり、利用要件を満たさないことが判明した場合は、利用承認を取り消しますのでご注意ください。

7. 利用の審査・決定・通知について



8. 入所承諾内容の変更

入所承諾後、承諾内容に変更があった場合は、速やかに変更届(第5号様式)を提出してください。
(例) 勤務先の変更や退職、産前産後休暇や育児休業の取得、氏名や住所の変更など

9. 利用申請の取り下げ

申請後、引越などの事情により申請を取り下げる場合、速やかに健康子ども課に、変更届(第5号様式)を提出してください。

10. 延長保育利用の変更・取り下げ

延長保育利用承諾後、内容に変更があった場合は、変更(取り下げ)する月の前月20日までに、変更届(第5号様式)を提出してください。
期日までに提出されない場合は、延長保育料が発生しますのでご注意ください。

11. 退所について

退所される場合、退所する月の前月20日までに退所届(第6号様式)を提出してください。
期日までに提出されない場合は、保育料が発生しますのでご注意ください。

学童保育クラブ利用基準（利用基準指数）について

※ 利用基準指数とは、基準指数と調整指数を合計したポイントです。

学童保育クラブの利用希望者が、受け入れ上限数を上回った場合ポイントの高い方から利用決定します。

※ 同一世帯内児童の学童保育料を滞納している場合は、学童保育クラブの入所選考時に選考指数を減点します。それにより、入所ができない場合もありますので、ご了承ください。

（１）基準指数（保護者等の状況）

- * 「保護者等」とは、父・母又はそれに代わる方（現に監護している方）が該当します。
- * 「勤務時間」「勤務等」とは、自宅から勤務地までの片道の通勤時間を含みます。
- * 保護者等のポイントが異なる場合は、最も低いポイントを適用します。

類 型			勤務日数	勤務時間	基準指数
就 労	居 宅 外 就 労	外 勤 ・ 自 営 (事業主)	週 5 日以上	午後 5 時以降に勤務終了	10
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	9
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	8
			週 4 日	午後 5 時以降に勤務終了	9
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	8
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	7
		自営 (協力者)	週 3 日	午後 5 時以降に勤務終了	8
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	7
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	6
			週 5 日以上	午後 5 時以降に勤務終了	9
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	8
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	7
	居 宅 内 就 労	自 営 (事業主)	週 4 日	午後 5 時以降に勤務終了	8
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	7
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	6
			週 3 日	午後 5 時以降に勤務終了	7
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	6
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	5
		自 営 (事業主)	週 5 日以上	午後 5 時以降に勤務終了	9
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	8
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	7
			週 4 日就労	午後 5 時以降に勤務終了	8
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	7
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	6

		自 営 (協力者)	週 3 日就労	午後 5 時以降に勤務終了	7
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	6
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	5
			週 5 日以上	午後 5 時以降に勤務終了	8
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	7
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	6
			週 4 日就労	午後 5 時以降に勤務終了	7
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	6
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	5
			週 3 日就労	午後 5 時以降に勤務終了	6
				午後 4 時以降～午後 5 時前に勤務終了	5
				午後 3 時以降～午後 4 時前に勤務終了	4

勤務時間が 1 日 4 時間未満の場合は、就労要件に該当しません。

居宅内就労・自営類型の方が営業等のため外出されることが多い場合は、0.5 ポイント加算します。

その場合、居宅内外勤務として「6 (3) 申請に必要な書類」にある添付書類が必要となります。

就学又は技能訓練中	就労のための技能取得等 ＊就労のために就学等していることを指します。 この場合、在学証明書・カリキュラム票等の提出が必要です。	居宅外就労 に準ずる
疾病もしくは障がい	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、もしくは、療育手帳所持者など	10
看護・付き添い	1 か月以上の長期にわたって入院患者等の看護、自宅療養者の看（介）護	8
求職中	週 3 日以上、求職活動で日中外出していることが常態となっている	6

(2) 調整指数（児童本人及び世帯の状況による）

① 学年

1 年生	+6	2 年生	+5	3 年生	+4	4 年生	+3	5 年生	+2	6 年生	+1
------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----

② 特別な支援が必要な児童

特別支援学級に在籍している児童又は、身体障害者手帳等を所持している児童	+6
-------------------------------------	----

③ 世帯の状況等

ひとり親世帯	+3
就労等していない在宅の同居親族がいる	-2
就労等していない親族が同一敷地内または自宅周辺にいる	-1

＊「親族」とは、自立した日常生活が可能な 20 歳以上、65 歳未満（利用期間において）の親族を指し、祖父母・兄・姉・おじ・おば等を含みます。

(3) 利用基準指数が同ポイントの場合の判定方法

利用基準指数が同じポイントとなり、判定できない場合は、以下の判定要件によって利用児童の順位を決定します。

判定順位	要 件
1	低学年の児童
2	ひとり親家庭に属する児童
3	適用された保護者の基準指数が高い児童
4	同居の親族がいない児童
5	在宅の親族が同一敷地内にいない児童
*なお、上記でも順位に差が出ず判定ができない場合は、抽選で決定します。 抽選となった場合には、その対象者に抽選方法と抽選日を別途通知いたします。	

年度途中で申請される方へ

年度途中の利用申請については、定員の都合により、利用できない場合があります。
長期休暇のみ利用を希望される方も、できる限り、受付期間内（6. 入所の手続き参照）にご申請ください。
年度途中で利用申請をされる方は、入所希望月の1ヶ月前までにご申請ください。

利用承認者への入所説明会について

令和8年1月以降に、学童保育クラブ利用に関する説明会が、事業所主催で開催される予定です。
説明会日時が決定次第、利用承認者へご案内いたしますので、必ず参加されますようお願いします。

問合せ先

三宅町健康子ども課

☎0745-43-3580（直通）

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂848番地の1
三宅町保健福祉施設『あざさ苑』内